

第 29 回 JOC 強化発第 436 号

平成 30 年 2 月 8 日

本会加盟・準加盟・承認団体  
専務理事・理事長 各位

公益財団法人 日本オリンピック委員会  
アンチ・ドーピング委員会  
委員長 尾 縣



「サプリメント摂取及び居場所情報義務違反」に関する注意喚起について

日頃から、アンチ・ドーピング活動に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、サプリメントの汚染等を原因とするアンチ・ドーピング規則違反事例が増加しております。昨年度からすでに日本国内だけで 3 件発生し、それに伴い競技成績失効や資格停止の制裁も下されています。

現在、サプリメントは海外製品も含め、インターネット等で簡単に購入することが出来ませんが、サプリメントの中には禁止物質を含む製品や、すべての成分を表示していない製品もあります。安易にインターネットを通じて購入したり、指導者、ドクター等に相談せず服用することは絶対に避けていただくよう、選手へのご指導をくれぐれもお願いいたします。

また、居場所情報の提出や更新漏れ等により、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性の出ている選手も多くみられます。今一度、競技者及び指導者等に対して周知徹底くださいますようお願いいたします。

以上

本件に関する問い合わせ先

本会強化部

TEL : 03-3481-2230 FAX : 03-3481-2282